

②受取共済金の所得控除について

個人事業の廃止や個人事業主の死亡、会社等の解散で共済事由が発生した場合に、掛金年数と金額に応じて共済金を受け取ることができます。

一括受取する場合は「退職所得扱い」になります。

A. 「小規模企業共済の共済金一括受取」の場合、退職所得扱いになります。

例えば、掛金月額3万円で年間36万円の場合で20年後に個人事業を廃止して共済金を一括で受取る場合

掛金払込額は・・・7,200,000円
 共済金は・・・8,359,200円…①
 退職所得控除額・・・8,179,600円…②

よって、課税対象額は①-②より

179,600円が課税対象となります。

B. 「生命保険の満期返戻金一括受取」の場合、一時所得になります。

例えば、掛金月額3万円で年間36万円の場合で20年後に満期返戻金を一括で受取る場合

掛払込額は・・・7,200,000円
 受取額は・・・8,359,200円…③
 一時所得控除額・・・8,029,600円…④

よって、課税対象額は③-④より

329,600円が課税対象となります。

上記AとBを比較すると、課税対象になる金額に大きな差はないように見えますが（**Aの方が150,000円低い**）、毎年の掛金所得控除額と合算すると、課税対象額は・・・

Aは、7,200,000円 + 8,179,600円 = 15,379,600円
 Bは、800,000円^{※3} + 8,029,600円 = 8,829,600円

A. 「小規模企業共済」の方が20年間で、6,550,000円も課税対象額が低くなります！

※3…新生命保険料控除 40,000円/年×20年



※小規模企業共済の共済金を分割受取する場合、公的年金等の雑所得扱いになります。

基本共済金基準表（受取額）※掛金月額1万円の場合

掛金納付月額	掛金合計額	共済金A	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	600,000円	・掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。 ・掛金納付月数が240か月（20年）未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	3,832,740円	

※受取額は平成29年6月現在の利率で計算しています。利率については経済状況により変動する場合がありますので、ご注意ください。
 ※「共済金A」、「準共済金」についての詳細は、お問い合わせ下さい。

まずはお問い合わせください！

お問い合わせ

加古川商工会議所 指導課 TEL: 079-424-3355

制度の運営機関：(独) 中小企業基盤整備機構 TEL: 050-5541-7171 (共済相談室)